

第 21 回 庁 議 要 旨

日 時：平成 22 年 11 月 1 日（月）

午前 9 時

会 場：庁議室

[審議事項]

1 網小医院運営費補助金交付要綱の制定について（牡鹿総合支所保健福祉課）

「網小医院」に対する補助の対象経費と上限を明確にするとともに、医師等医療従事者の安定的な雇用のために補助を継続することにより、網地島地域住民の医療の確保を図る。

(1) 主な内容

ア 趣旨

医師等医療従事者の安定的な雇用により、網地島地域住民の医療の確保を図るため補助金を交付することとし、その交付に関して石巻市補助金等の交付に関する規則に規定するもののほか、この要綱に定める。

イ 交付の対象施設と経費

対象施設は網小医院とし、対象経費は医療従事者の人件費

ウ 補助金の額

補助金の上限額は 2 千万円を上限とし、予算に定める額

エ 申請及び実績報告の期限

申請期限を当該年度 4 月末日までとし、実績報告の期限は翌年度の 4 月 20 日まで

(2) 今後の予定

網小医院運営費補助金交付要綱：公布の日から施行予定（平成 22 年 4 月 1 日適用）

2 下水道使用料の改定について（建設部下水道課）

内容を精査、調整し、再審議することとする。

3 農業集落排水処理施設使用料の改定について（建設部下水道課）

内容を精査、調整し、再審議することとする。

4 浄化槽使用料の改定について（建設部下水道課）

内容を精査、調整し、再審議することとする。

5 石巻市北上公民館女川分館の廃止について（教育委員会北上公民館）

北上公民館女川分館は、昭和 34 年に建設され以来 50 年以上が経過し、老朽化が著しく部分的な改修では対応しきれない状況にあることから同分館を廃止するもの。

なお、(仮称)女川集会所建設推進委員会が公民館分館の代替施設として、石巻市集会所建設費補助金の交付を受けて、平成 23 年度に(仮称)女川集会所を建設予定である。

(1) 主な内容

北上公民館女川分館を廃止することに伴い、石巻市公民館条例第 13 条第 1 項の表中「石巻市北上公民館女川分館」を削除する。

ア 北上公民館女川分館の概要

所在地	区分	面積 (㎡)	建設年月
石巻市北上町女川字畑中 2 番地 2	土地	413.42	昭和 34 年 1 月
	建物 (木造 2 階建て)	293.00	

イ (仮称)女川集会所の概要

平成 23 年度に、北上公民館女川分館跡地に木造平屋建て 224.41㎡の集会所を建設予定

(2) 今後の予定

ア 平成 22 年 12 月 市議会第 4 回定例会に石巻市公民館条例の一部改正案提案予定
(平成 22 年 12 月 31 日施行)

イ 平成23年1月～同年3月中旬 石巻市北上公民館女川分館の解体工事（予定）

ウ 平成23年4月～同年9月 女川集会所の建設（予定）

[報告事項]

1 水押・開北・大橋・水明地区乗合タクシーの運行について（企画部総合政策課）

「水押・開北・大橋・水明地区」では、平成22年4月から「住民バス（定時定路線方式）」の試験運行を行ってきたが、利用者が少ない状況にあるため、本年11月からデマンド型乗合タクシーに変更し、運行を継続することとした。

(1) 主な内容

ア 運行地区 (1) 水押、開北、大橋、水明地区

(2) 立町、鑄銭場、住吉町、南中里、東中里、中里、元倉の各一部

イ 利用対象者 水押・開北・大橋・水明地区に居住する住民

ウ 運行日 平日のみ運行（ただし、祝祭日及び12/29～1/3は運休）

エ 運行時間等 午前8時～午後4時（1時間毎に、上下9往復を運行）

オ 利用見込み 1日当たり30人程度

カ 運賃 1人1回乗車につき 水押・開北・大橋・水明地区外への移動は 300円

水押・開北・大橋・水明地区内の移動は 200円

キ 事業運営主体 水押・開北・大橋・水明地区住民バス運行協議会

(2) 今後の予定：平成22年11月1日 デマンド型乗合タクシーの運行開始

2 石巻市地域総合整備資金の貸付限度額等の変更について（産業部産業戦略課）

東松島市及び女川町との石巻圏域における定住自立圏の形成に関する協定が締結され、今後、定住自立圏共生ビジョンの策定が予定でされていることから、当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業についての貸付にかかる限度額及び比率を加えると共に、要綱上の文言の整理をするもの。

(1) 主な内容

ア 貸付条件

ア) 定住自立圏形成協定締結後におけるビジョンの策定

イ) 当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される事業

イ 貸付対象者 民間事業者等

ウ 貸付対象事業 以下の要件を満たすもの。（原則として固定資産に計上できるもの）

ア) 公益性（市において当該地域の実情に基づいた判断を行う）・事業採算性・低収益性等の観点から実施される事業。

イ) 5人以上の新たな雇用確保が見込まれること。

ウ) 事業に係る貸付対象費用の総額が2,500万円以上（用地取得費除く。）

エ) 用地取得等の契約後5年以内に営業開始すること。

エ 貸付対象費用

ア) 設備の取得等に係る費用（用地取得費は、総額の3分の1を限度として含むことができる）

イ) 試験研究開発費等、当該設備の取得に伴い必要となる付随費用（人件費等）

オ 貸付限度額

		通常地域 (石巻、河南、桃生地区)	過疎地域 (河北、雄勝、北上、牡鹿地区)	定住自立圏 に基づく関連 実施事業
金額	通常の施設	6億円	7.5億円	9.3億円
	複合施設	9億円	11.2億円	14億円
融資の比率		20%以内	25%以内	25%以内

(2) 施行年月日 石巻市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正：平成22年10月1日施行

[その他]

1 住民情報システム改修に係る個別業務システム改修に伴う

各課への周知について（生活環境部市民課）

平成21年7月に、外国人住民を住基法の適用対象に加える住基法改正法及び外国人登録法を廃止する入管法等改正法が成立（施行は法成立後の3年以内）したことから、平成24年7月の施行日までに必要となる当市の住民情報システムを改修予定であるので、当該システムとの連携を行っている各課の業務システムについても改修の必要がある。

【改修が必要な各課の個別業務システム数－11システム】

後期高齢医療、介護保険、健康管理、住基ネット、自動交付機、戸籍、総合福祉（福祉部4課）
農地・農家台帳管理

2 ミンク鯨生肉住民頒布による食中毒の原因等について（牡鹿総合支所地域振興課・産業部水産課）

牡鹿地区を対象として、住民に頒布した生鮮鯨肉が原因となった食中毒について、鯨肉その他の検体を石巻保健所に提出し、検査を依頼していたところ、10月27日に石巻保健所から連絡があり、食中毒の原因となる細菌、ウイルス等の特定には至らず、「病因物質不明事例」として国に報告し、検体を送ったとのことである。

以上